

社労士 から見た 生活保護制度

【課題・〇〇】 <生活保護法>

(P.) は、いわゆる ”生活保護” に関する資料です。下記 確認して下さい。

1. (P.) は、生活保護制度 についての記述です。

この資料から、生活保護制度の概要・イメージ を体感して下さい。

- ◆ 生活保護受給者数 : 210万人 超
- ◆ 受給世帯数 : 153万世帯
- ◆ 扶助の基準額
 - ・高齢単身者 : 6~8 (万円/月)
 - ・高齢夫婦世帯 : 9.5~12 (万円/月)
 - ・標準3人世帯 : 13~17 (万円/月)
 - ・母子世帯 : 16~19 (万円/月)

2. (P.) は、「生活保護法」の 前段部分です。下記 確認して下さい。

- ① この法律は憲法第25条の理念に基づき、国が生活に困窮する国民に必要な ”**保護**” を行い、最低限度の生活を保障し、その ”**自立**” を助長 することが目的 (第1条)

【憲法 第25条】 [国民の生存権、国の社会保障的義務]

すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

- 2 国は、すべての生活部面について、社会福祉及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

- ② この法律により保障される最低限度の生活とは、健康で文化的な生活水準 (3条)

- ③ 保護は、生活に困窮する者が、利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、最低限度の生活の維持のために活用し、更に、民法上の**扶養**や他の法律による**扶助**は保護に優先する。 (4条)

- ④ 保護の要否、程度・基準は、要保護者の年齢、性別、世帯構成、所在地域、健康状態等を考慮し、原則、世帯を単位として定める。 (8~10条)

- ⑤ 保護の種類として、下記 8つの ”**扶助**” がある。 (11条)

- ・生活扶助
- ・教育扶助
- ・住宅扶助
- ・医療扶助
- ・介護扶助
- ・出産扶助
- ・生業扶助
- ・葬祭扶助

(★ 各扶助の 要件、内容、範囲 等については 各人で確認して下さい)

- ⑥ 実施機関は、都道府県知事、市町村長等で、実務は福祉事務所 (19条~)

3. 上記「生活保護法」の目的、**保護** と社労士として扱う法の目的、給付を比較します。

労災保険法 : 業務上、通勤による労働者の負傷、疾病 ... に必要な保険給付を ...

雇用保険法 : 労働者の失業 ... に 必要な給付を行い、生活及び雇用の安定 ...

国民健康保険法 : 被保険者の疾病、負傷、出産、死亡 に関して 必要な保険給付を行い ...

国民年金法 : 老齢、障害、死亡によって国民生活の安定がそこなわれることを共同連帯で防止の目的で ... 必要な給付を行い ...

健康保険法 : 労働者の業務外の事由による疾病、負傷、死亡 に保険給付を ...

厚生年金法 : 労働者の老齢、障害、死亡について保険給付を行い ...

【課題・〇〇-2】 <最高裁判例 でみる 最低限度の生活水準>

(P.)～は、生活保護に関連する 最高裁の判決に関する資料です。下記を確認して下さい。

1. 「生存権 と 生活保護基準」 <朝日 訴訟> S42.5.24 ・最大判

<事実の概要>

生活保護法による生活扶助と医療扶助を受けていた者に、実兄から扶養料が与えられたので、その分、法による扶助を減額した。

これに対し、厚生大臣の定めた基準額は、憲法及び生活保護法に定める 健康で文化的な最低限度の生活水準維持に不足し違法として提訴したもの。

<判 旨>

厚生大臣が定める、健康で文化的な最低限度の生活水準の判断基準は、厚生大臣の裁量に委されており、与えられた裁量権を濫用し違法とは断定できない、とした。

国民所得、その反映である国の財政状態、国民の一般的生活水準、都市と農村の生活格差、低所得者の生活程度と人口に占める比率、生活保護を受けている者が受けていない多数の貧困者よりも優遇されているとの国民感情及び予算配分 …… 等があり、これらをどう考慮するかは厚生大臣の裁量に属する。

2. 「障害福祉年金と児童扶養手当の併給禁止と違憲性」 <堀木(文子) 訴訟> S57.7.7・最大判

<事実の概要>

障害福祉年金を受給している母が離婚後、養育する次男の児童扶養手当を請求したが却下され、提訴したもの。

<判 旨>

障害福祉年金は、受給者に対する所得保障である点において、公的年金・障害福祉年金と基本的に同一の性格を有する。

社会保障法制上、同一人に同一の性格を有する複数の年金が支給される場合、公平の観点から併給調整を行うかどうかは、立法府の裁量の範囲に属し、違法とは限らない。

【課題・〇〇-3】 <年金 と 生活保護>

1. 国年・基礎年金額(会社勤務経験のない女性等 / 平均) : 約 5 / 5.5 (万円/月)、

平均的な厚生年金・男性の受給年金額は、(報酬) 10 + (基礎) 6.5 = 16.5 (万円/月) 程度、標準的な夫婦2人世帯の年金収入は 10 + 13 (6.5×2) = 23 (万円/月) 程度です。

2. 上記1. を (P.) と対比すると、

◆ 高齢単身世帯の生活扶助の基準額 (6～8) は、ほぼ 老齢基礎年金(満額:6.5万円) 程度

◆ 標準3人世帯 (14～17)、母子3人世帯 (16～19) の基準額は、平均的な厚年加入男子の年金月額 (16.5万円) に ほぼ対応する程度の金額 になっている。

3. 生活保護法 と 【課題・121】3. で掲げた各法は、制定・適用の趣旨や目的が異なり一概に比較・対照することはできない。

生活保護者は、(いわゆる) 資産の保有ができない (自動車の購入も不可?) ことや、生活に関して指示や指導があり、自由度が制限されますが、金額・水準の対比では 非保護世帯とほぼ同等で、ここから種々の意見・批判 等が出されている。

4. マクロ (国の範囲) 的には、全国民の生活の維持 (~向上) が必要で、自立・自助 (自己資産等) のみでは生活できない者・世帯に、公助 (無拠出・税の保護・扶助等) と 共助 (拠出・保険等) をどう配分するか? に尽きる、ともいえる。

ミクロ (個人) の年金でいえば ”国年保険料は 免除でなく 納付 しない” ということになる。